

平成 30 年度 第 1 回関東森林管理局保護林管理委員会  
議 事 概 要

1 日時及び場所

平成 30 年 11 月 19 日（月曜日）13:15～15:30

関東森林管理局 5 階中会議室（群馬県前橋市）

2 議題

- (1) 保護林管理方針書（案）の見直しについて
- (2) 「生物群集保護林の地帯区分」について
- (3) 保護林管理方針書の公表の方法について
- (4) その他（報告事項）

3 議事概要

- (1) 保護林管理方針書（案）の見直しについて

平成 30 年度樹立森林計画区における 33 の保護林について、昨年度実施した保護林モニタリング調査結果を踏まえ、保護林管理方針書（案）を提示した。また、保護林のモニタリング実施間隔（基本 10 年ごと）について、環境の変化、被害等の影響により保護林の状態に大きな変化が予測される箇所については、保護林の現状把握のため 5 年ごとにモニタリングすることとし、説明を行った（資料 1-3）。

（主な意見）

- ・ 特にニホンジカによる食害の影響が危惧されているが、具体的に被害の進行状況が分かるようなモニタリングの仕方、評価手法を考えていくべき。また、保護林全体への影響が把握できるよう、保護林内の様々な樹種や実生から成木までの各生育段階について、被害状況をモニタリングしていく方が良い。
- ・ ニホンジカに対しては被害状況等の把握だけでなくシカ柵設置等の防衛対策もすべき。
- ・ 現在、シカ被害が顕著ではないところでも、被害が進行してくる可能性があるため、常に周辺のニホンジカの分布状況等を確認しておく方が良い。
- ・ シカの影響は全国的な問題となっているので、全国統一基準で比較できるようなチェックシートがあると良い。

- (2) 「生物群集保護林の地帯区分」について

生物群集保護林における地帯区分の設定について、基本方針案（資料 2-1）を説明した。

（主な意見）

- ・ 保護林自体が保存の必要な地域だと認識しているので、保存地区を護るための保全利用地区が保護林内に作られることには違和感がある。また、隣接地等が私有地である場合に伐採等の制限が出来ないのは理解するが、保護林の意義、存在を世間に広く理解していただ

き、協力を求められるようにすべきではないか。

- ・ 地帯区分の結果が時間の経過と共に見えてくると思われるが、より良い扱いとなるよう区分の見直しなど柔軟に対応してもらいたい。

### (3) 保護林管理方針書の公表の方法について

保護林管理方針書の記載内容の公表について、ホームページへの掲載例（資料3）を示した。

#### (主な意見)

- ・ 設定年等が元号で記載されているが、西暦も併記した方がわかりやすいのでは。
- ・ 公表された情報を元に現地を訪れることを希望する人や隣接して遊歩道等がある場合に意識せず保護林に立ち入ってしまう心配があるため、入林の手続きが必要なことなど保護林におけるルールを併せて示す方が良いと思われる。
- ・ 差し支えない範囲で、どんな種が保護されているのかなど示していただけると、生態や遺伝子の研究者にとっては大変参考になる情報となる。

### (4) その他（報告事項）

今年度の保護林モニタリング調査の進捗状況と、本調査で導入した小型無人航空機（ドローン）を用いた保護対象樹種の位置確認事例や森林調査における森林三次元計測システム（OWL）の活用事例について報告があった。

また、昨年度以降の保護林・緑の回廊内における利活用案件の処理結果についての報告を行った。